

茅ヶ崎市車両広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市（以下「市」という。）が管理する車両（以下「車両」という。）への広告（以下「車両広告」という。）の掲載について、茅ヶ崎市屋外広告物条例（平成22年茅ヶ崎市条例第45号）その他関係諸法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(車両広告の内容)

第2条 車両広告の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治又は宗教に関するもの
- (4) 個人の名刺広告を内容とするもの
- (5) 意見広告を内容とするもの
- (6) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 青少年の保護又は健全な育成に悪影響を及ぼすもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 消費者保護の観点から適切でないもの
- (9) 良好な景観の形成を損なうもの
- (10) 暴力団の活動を助長し、若しくは暴力団の運営に資するもの又はそのおそれのあるもの
- (11) その他車両公告を掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(車両広告の色彩等)

第3条 車両広告の色彩、意匠その他のデザイン等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの
- (2) 車両運行上の支障となるもの
- (3) 信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
- (4) 地色が高彩度の色彩のもの
- (5) 都市景観との調和を損なうもの
- (6) 周囲の運転者の誤認を招き、又は注意力を散漫させるおそれのあるもの

(車両広告の掲載方法等)

第4条 車両広告の掲載の方法は、車両広告の内容を表示した特殊フィルムのラッピングによるもの等とし、車両本体に直接表示する方法によることはできない。

2 前項の特殊フィルムの材質は、車両広告の掲載期間中に車両本体からの剥離又は車両広告の撤去の際に車両の塗装の剥離を生じさせないものとする。

(車両広告の掲載期間)

第5条 車両広告の掲載期間（車両広告の掲載及び撤去に要する期間を含む。以下同じ。）は、4月1日から当該年度の3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合は、車両広告の掲載期間は、市長が適当と認める日からその日の属する年度の3月31日までとする。

(車両広告の規格等)

第6条 車両広告の規格は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 軽自動車 左右両側面（縦50cm×横70cm）
- (2) マイクロバス 左右両側面（縦50cm×横200cm）
(車両広告の掲載料金)

第7条 車両広告の掲載に係る料金（以下「掲載料金」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 軽自動車 年額18,182円（第5条第2項に規定する場合にあっては、18,182を12で除して得た額に同項に規定する市長が適当と認める日の属する月からその月の属する年度の3月までの月数を乗じて得た額）に消費税及び地方消費税を加えて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする
- (2) マイクロバス 年額51,819円（第5条第2項に規定する場合にあっては、51,819円を12で除して得た額に同項に規定する市長が適当と認める日の属する月からその月の属する年度の3月までの月数を乗じて得た額）に消費税及び地方消費税を加えて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする
(車両広告の掲載の募集)

第8条 車両広告の掲載の募集は、広報ちがさき、茅ヶ崎市ホームページ等を使用して行うものとする。

(車両広告を掲載することができない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、車両公告を掲載することができないものとする。

- (1) 市区町村民税を滞納している者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者
(車両広告の掲載申込み手続等)

第10条 車両広告を掲載しようとする者は、別に市長が定める日までに、茅ヶ崎市車両広告掲載申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

- (1) 法人にあっては納期限の到来している直近の、個人にあっては当該年度の市区町村民税の納税証明書又は領収証書の写し
- (2) 事業内容を明らかにする書類
- (3) 広告のデザイン

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、前条各号のいずれにも該当しない者がした申込みであって、当該申込みに係る広告のデザインが第2条又は第3条の規定による基準に適合しているときは、当該申込み（以下「基準適合申込み」という。）をした者を車両広告を掲載することができる者（以下「広告主」という。）として決定する。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定による申込みに係る広告のデザインが第2条又は第3条の規定による基準に適合しない場合であっても、当該広告のデザインについて、市長の求める修正をしたときは、市長は、当該申込みをした者を広告主として決定することができる。

4 基準適合申込み又は前項の規定による修正に係る申込みの数が車両広告を掲載する車両の数を超えるときは、抽選により広告主を決定する。

5 前3項の規定により広告主を決定する場合において、市の区域内に事業所を有する者は、市の区域内に事業所を有しない者に優先するものとする。

6 市長は、第2項から第4項までの規定により広告主として決定したときは、茅ヶ崎市車両広告掲載承諾等通知書（第2号様式）より通知するものとする。

7 広告主として決定を受けた者は、茅ヶ崎市屋外広告物条例第6条の規定による許可を受けるとともに、その許可を受けたことを証する書類の写しを市長へ提出しなければならない。

（掲載料金の納入）

第11条 広告主は、前条第6項の規定による通知を受けたときは、市長が指定した期日までに、市の発行した納入通知書により掲載料金を一括して納入しなければならない。

（掲載料金の不還付）

第12条 既納の掲載料金は、還付しない。ただし、市の都合により車両広告を掲載できなくなつたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（広告主の責任）

第13条 車両広告の掲載内容及び広告媒体の管理に関する責任は、広告主が負うものとする。

（費用負担等）

第14条 車両広告の掲載及び撤去に要する費用は、広告主が負担するものとする。

2 車両広告の掲載、撤去等により車体塗装に剥離等が生じた場合は、広告主が現状に復するものとする。

3 天災その他不可抗力による場合を除き、車両広告の掲載期間中に市の故意又は過失により車両広告の破損等が生じた場合は、市が原状に復するものとする。

（車両広告の内容の変更）

第15条 広告主は、車両広告の内容を変更しようとするときは、茅ヶ崎市屋外広告物条例第12条第1項の規定による許可を受けなければならない。この場合において、車両広告の製作、掲載及び撤去に要する費用は、広告主が負担するものとする。

（車両広告の掲載の取消）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第2項から第4項までの規定による決定を取り消すことができる。この場合において、広告主が損害を受けても、市長はその責任を負わない。

- (1) 車両広告の内容が第2条各号のいずれかに該当すると認められるとき
- (2) 広告主が第9条各号のいずれかに該当すると認められるとき
- (3) 第11条の期日までに掲載料金を一括して納入しなかったとき
- (4) 広告主が法人等の場合にあっては、解散、休業、閉鎖等をしたとき
- (5) 広告主が事業を営む個人の場合にあっては、廃業又は休業をしたとき
- (6) 茅ヶ崎市屋外広告物条例に違反したとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が第10条第2項から第4項までの規定による決定を取り消す必要があると認めるとき

2 市長は、前項の規定により決定を取り消したときは、茅ヶ崎市車両広告掲載取消決定通知書（第3号様式）により、その旨及びその理由を広告主に通知するものとする。

（車両広告の掲載取りやめの申出）

第17条 広告主は、車両広告の掲載を取りやめようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、第10条第2項から第4項までの規定による

決定を取り消すものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、車両広告の掲載に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月23日から施行する。

第1号様式（第10条関係）

茅ヶ崎市車両広告掲載申込書

年 月 日

(提出先)

茅ヶ崎市長

(申込者) 住所又は所在地

氏 名

電 話 番 号

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の
氏名を記入してください。)

茅ヶ崎市車両への広告掲載について、次のとおり申し込みます。

法人その他団体の概要			
広 告 の 内 容	別紙のとおり		
掲 載 希 望 台 数	車種	<input type="checkbox"/> 軽自動車	<input type="checkbox"/> マイクロバス
	台数	台	
	規格	cm×	cm
申 込 条 件	申込にあたっては、茅ヶ崎市車両広告掲載取扱要綱の内容を遵守します。		
	茅ヶ崎市税の滞納はありません。		
	茅ヶ崎市が市税納付状況調査を行うことに同意します。		
申 込 者 連 絡 先	担当部署・氏名		
	電話番号	()	

第2号様式（第10条関係）

茅ヶ崎市車両広告掲載承諾等通知書

年 月 日	
様	
茅ヶ崎市長 佐藤光	
次のとおり決定しましたので、通知します。	
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 広告掲載を承諾します <input type="checkbox"/> 広告掲載を承諾しません
承諾しない理由	
広 告 掲 載 承 諾 期 間	年 月 日 から 年 月 日 (か月)
広 告 料	円
備 考	

※ 茅ヶ崎市車両広告掲載取扱要綱を遵守すること

第3号様式（第16条関係）

茅ヶ崎市車両広告掲載取消決定通知書

第 号
年 月 日

様

茅ヶ崎市長

年 月 日付け茅ヶ崎市車両広告掲載承諾等通知書により通知した車両広告の掲載について、茅ヶ崎市車両広告掲載取扱要綱第16条第1項の規定により次のとおり取り消すことに決定しましたので通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載料金が未納 <input type="checkbox"/> 条例又は要綱の規定に違反 <input type="checkbox"/> その他
	理由
取 消 年 月 日	年 月 日
掲 載 料 金 の 還 付	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (円)